Ⅱ 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分				注 利用者の数が規定員を超える場合 又は	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 業務継続計画未策定減算	注 3時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 3時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	注 入浴介助加算（Ⅱ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 口腔機能向上加算（Ⅰ）	注 口腔機能向上加算（Ⅱ）	注 科学的介護推進体制加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 一体的サービス提供加算（Ⅰ）	注 一体的サービス提供加算（Ⅱ）	注 科学的介護推進体制加算	注 一体的サービス提供加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合は、同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	注 事業所が適切でない場合
イ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	① 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅰ）（旧単独型）	(一) 3時間以上4時間未満	要支援1 475 単位	×70/100	×70/100	−1/100	−1/100	×63/100	+1/100	3時間以上3時間未満の場合 +50単位 3時間以上3時間未満の場合 +100単位 3時間以上3時間未満の場合 +150単位 3時間以上3時間未満の場合 +200単位	+5/100	1日につき +40単位	1日につき +55単位	1月につき +120単位（1月に1回を限度）	1月につき +200単位 ただし、個別機能訓練加算を算定していない場合は、1月につき +120単位	1日につき +27単位	1月につき +23単位	1日につき +60単位	1月につき +53単位	1月につき +200単位	1回につき +30単位（6月に1回を限度）	1回につき +5単位（6月に1回を限度）	1月につき +150単位	1月につき +160単位	1月につき +40単位	1日につき −94単位	所定につき −47単位
			要支援2 526 単位																								
		(二) 4時間以上5時間未満	要支援1 497 単位																								
			要支援2 551 単位																								
		(三) 5時間以上6時間未満	要支援1 741 単位																								
			要支援2 828 単位																								
		(四) 6時間以上7時間未満	要支援1 760 単位																								
			要支援2 851 単位																								
		(五) 7時間以上8時間未満	要支援1 861 単位																								
			要支援2 961 単位																								
		(六) 8時間以上9時間未満	要支援1 883 単位																								
			要支援2 991 単位																								
	② 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅱ）（旧併設型）	(一) 3時間以上4時間未満	要支援1 429 単位					×63/100																			
			要支援2 476 単位																								
		(二) 4時間以上5時間未満	要支援1 443 単位																								
			要支援2 498 単位																								
		(三) 5時間以上6時間未満	要支援1 667 単位																								
			要支援2 743 単位																								
		(四) 6時間以上7時間未満	要支援1 684 単位																								
			要支援2 762 単位																								
		(五) 7時間以上8時間未満	要支援1 773 単位																								
			要支援2 864 単位																								
		(六) 8時間以上9時間未満	要支援1 798 単位																								
			要支援2 891 単位																								
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅱ）	① 3時間以上4時間未満		要支援1 248 単位					×63/100																			
			要支援2 262 単位																								
	② 4時間以上5時間未満		要支援1 260 単位																								
			要支援2 274 単位																								
	③ 5時間以上6時間未満		要支援1 413 単位																								
			要支援2 436 単位																								
	④ 6時間以上7時間未満		要支援1 424 単位																								
			要支援2 447 単位																								
	⑤ 7時間以上8時間未満		要支援1 484 単位																								
			要支援2 513 単位																								
	⑥ 8時間以上9時間未満		要支援1 500 単位																								
			要支援2 529 単位																								

ハ サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1回につき 22単位を加算
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1回につき 18単位を加算
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1回につき 6単位を加算

ニ 介護職員等処遇改善加算	（Ⅰ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		注 所定単位は、イからハまでに掲げる単位数の合計
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ		
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ		
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ハ		
	（Ⅱ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ		
	（Ⅲ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）イ		
	（Ⅳ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）イ		
	（Ⅴ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）		
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）イ		
	（Ⅵ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅵ）		
	介護職員等処遇改善加算（Ⅵ）イ		
	（Ⅶ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅶ）		
	介護職員等処遇改善加算（Ⅶ）イ		
	（Ⅷ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅷ）		
	介護職員等処遇改善加算（Ⅷ）イ		
	（Ⅸ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅸ）		
	介護職員等処遇改善加算（Ⅸ）イ		
	（Ⅹ） 介護職員等処遇改善加算（Ⅹ）		
	介護職員等処遇改善加算（Ⅹ）イ		

	「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）については、令和7年3月31日まで算定可能。